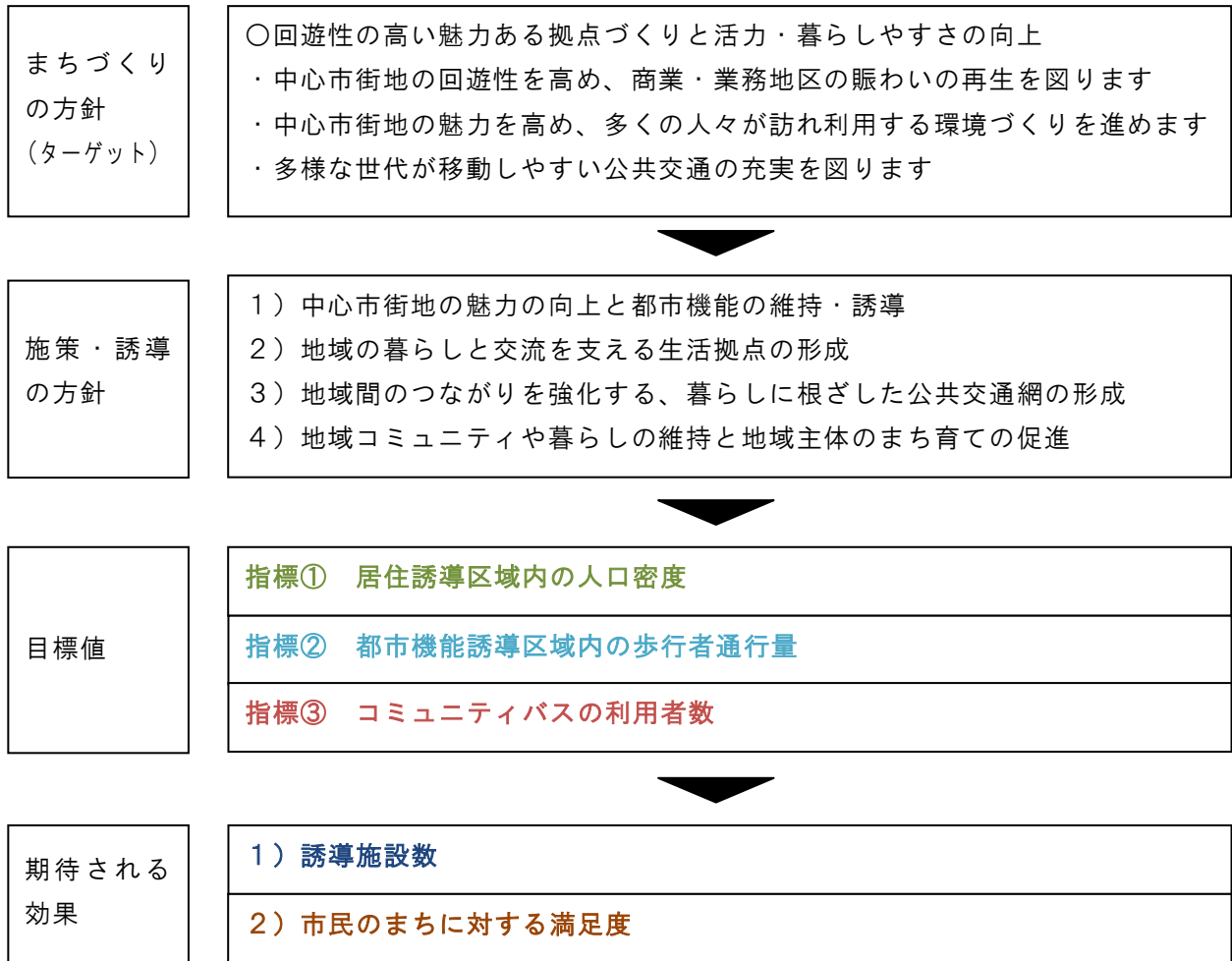


第5章 目標値及び進行管理

1. 目標値の設定

本計画では、まちづくり方針や施策・誘導方針により目指す目標及び目標達成により期待される効果を明らかにし、客観的に評価するために定量化します。そのための指標を次のように定め、それぞれの目標値等を設定します。



1) 目標値の設定

指標① 居住誘導区域内の人口密度

○設定の考え方

- ・居住誘導区域内の人口密度を一定程度確保することで、現存する都市機能の流出を抑制するとともに、新たな都市機能の立地が進み、生活しやすい環境が維持されることをねらいとします。

○基準値と目標値の設定

居住誘導区域内の 人口密度	基準値 (平成 27 年度国勢調査)	中間目標値 (2025 年)	目標値 (2035 年)
	35.5 人/ha	32.0 人/ha	30.0 人/ha

○目標値設定の考え方

- ・国立社会保障・人口問題研究所の人口推計より、2035 年には居住誘導区域内において、人口は約 3,800 人減少し、人口密度は 26.0 人/ha まで減少することが想定されます。
- ・居住誘導区域内の生活サービス施設など都市機能を適正に誘導し、暮らしやすさを支え、一定程度の人口密度を維持するとともに、地域活力の維持を目指します。
- ・人口密度の目標値は、現在の用途地域内の人口密度(約 30.0 人/ha(平成 27 年度国勢調査))と同等程度とします。なお、中間目標値は、20 年後の目標が達成される水準として、32.0 人/ha とします。

指標② 都市機能誘導区域内の歩行者通行量

○設定の考え方

- ・都市機能誘導区域内の歩行者の回遊を促すことで、商業施設など民間事業者の進出を促し新たな都市機能の立地が進むなど、中心市街地の賑わいを取り戻すことをねらいとします。

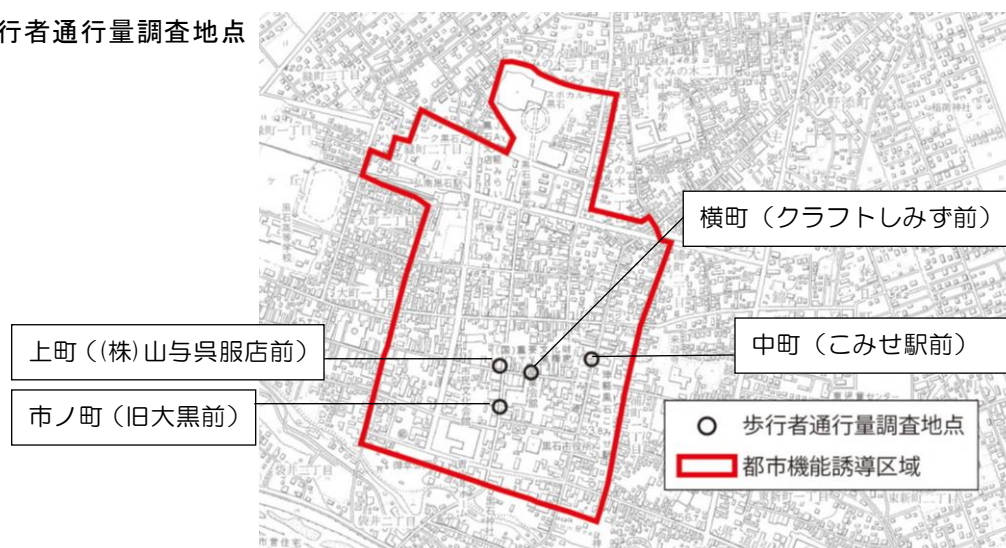
○基準値と目標値の設定

都市機能誘導区域 内の歩行者通行量	基準値 (平成 29 年)	中間目標値 (2027 年)	目標値 (2037 年)
	2,280 人	2,200 人	2,200 人

○目標値設定の考え方

- ・中心市街地内で隔年実施している歩行者通行量調査より、近年の動向から 5 年後には調査地点の通行量 (p57 参照) は 1,800 人程度に減少することが想定されます。
- ・中心市街地活性化に係る事業展開とあわせて、都市機能の適正な配置・誘導、歴史的資源を活かした魅力づくり等を進めることで、まちなかエリアにおける平日・休日の歩行者通行量が増大することを目指します。
- ・中心市街地活性化に係る事業効果により約 370 人の増加が見込まれ、上記の推計値とあわせた約 2,200 人を維持することとし、中間目標値と目標値を同等程度とします。

図 歩行者通行量調査地点



指標③ コミュニティバスの利用者数

○設定の考え方

- ・市内のコミュニティバス（回遊バス ぷらっと号）の利用を促進することで、公共交通事業の持続性を高めるとともに、交通利便性を高め、全ての市民が拠点間を行き来しやすい環境づくりをねらいとします。

○基準値と目標値の設定

コミュニティバスの利用者（年間）	基準値 （平成 29 年）	中間目標値 （2027 年）	目標値 （2037 年）
	39,046 人	37,000 人	31,000 人

○目標値設定の考え方

- ・コミュニティバスは、市民を中心とした利用で、年間利用者は減少傾向にあり、2025 年には年間利用者は 25,000 人以下となることが想定されます。
- ・今後も市の総人口の減少とともに利用者数の減少が懸念されるため、利用率を高め、公共交通の維持を図ります。
- ・現在の年間利用者数は、市の総人口の 1.14 倍となっており、今後は、市の総人口の 1.3 倍程度に利用者が増加することを目指した目標値とします。

2) 期待される効果

効果1) 誘導施設数

- ・人口密度が維持されることで、都市機能誘導区域内の誘導施設数が維持又は増加されることが期待できます。

誘導施設数	基準値 (平成30年)	期待される効果 (2027年)	期待される効果 (2037年)
	23	23	23

効果2) 市民のまちに対する満足度

- ・生活サービス機能の適正な配置や交通利便性の維持などにより、市民のまちに対する満足度が向上することが期待できます。

市民のまちに 対する満足度	基準値 (平成29年)	期待される効果 (2027年)	期待される効果 (2037年)
	28.1%	30.0%	35.0%

2. 計画の評価と見直し

都市再生特別措置法や都市計画運用指針では、概ね5年ごとに計画に記載された施策・事業の実施状況について、調査・分析及び評価を行い、必要に応じて立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うことが望ましいとされています。

本市においても概ね5年ごとを目安に目標指標の達成状況の確認などを行い、効果の持続や状況の改善などを踏まえ、必要に応じて、都市機能や居住の適切な立地誘導に向けた施策の見直しを行います。また、これにあわせて、都市計画マスタープランに示す関連事項への反映も検討します。

その際には、市民や専門家等で構成する都市計画審議会に評価・検証の結果を諮り、その結果を広く市民へ公表することとします。

図 計画の評価と見直しフロー

